

東広島市教育委員会定例会（令和元年6月）議事録

1 日 時 令和元年6月27日（木）午後1時0分～午後3時15分

2 出席者

(1)教育長 津森教育長

(2)委員 渡部教育長職務代理者、坂越委員、織田委員、長嶋委員

(3)事務局 【学校教育部】

大垣学校教育部長、直井学校教育部次長兼教育総務課長、池田学校教育部次長兼学事課長、田中教育調整監、本越学校教育部次長兼東広島北部学校給食センター所長、小川指導課長、小島青少年育成課長、垣田東広島学校給食センター所長、柴田西条学校給食センター所長、吉井安芸津学校給食センター所長、田坂教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

國廣生涯学習部長、鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長、岡田生涯学習部次長兼文化課長、諏訪黒瀬生涯学習センター長、佐々木福富生涯学習支援センター長、松浦豊栄生涯学習センター長、本越河内生涯学習支援センター長、福永生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長、坂木生涯学習課課長補佐兼施設運営係長、半川主査、長原主任

(4)書記 奥田主査

3 場 所 北館 会議室201

4 議 題

(1) 報告事項

報告第32号 臨時代理の報告について（請負契約の締結について）

報告第33号 臨時代理の報告について（請負契約の締結について）

報告第34号 臨時代理の報告について（東広島市外国語指導助手設置規則の一部改正について）

報告第35号 令和元年第2回東広島市議会定例会について

報告第36号 東広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止等について

報告第37号 東広島市私立幼稚園助成事業補助金交付要綱の一部改正について

報告第38号 東広島市生涯学習推進計画の策定について【非公開】

報告第39号 東広島市図書館サービス計画（第2期）の策定について【非公開】

報告第40号 第31回東広島市民スポーツ大会陸上の部の結果について

報告第41号 令和2年度主要事業提案に係る提案活動について

(2) 議案事項

議案第18号 東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について

議案第19号 審査請求に係る裁決について【非公開】

議案第20号 審査請求に係る裁決について【非公開】

(3) その他

- ア 東広島学校給食センター施設開放イベントの開催について
- イ メキシコ選手団の交流合宿の受け入れについて
- ウ 「ポスターでたどる現代絵本作家原画展のあゆみ」の開催について
- エ 次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後1時0分

- 津森教育長：それでは、定足数に達しておりますので、令和元年6月の教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、7月1日の辞令交付前ではございますが、市議会の議決がなされたことにより、7月1日付で委員に再任されます坂越委員からご挨拶をいただきたいと思っております。

- 坂越委員：7月1日に、また継続の辞令をいただくということになりました坂越です。よろしくお願いいたします。

2期8年務めさせていただいて、3期目に突入ということになります。その間、私、教育学科の看板を掲げて大学で仕事をしていますので、その専門をどうということよりも、本当に具体の学校教育現場の課題だったり、実際それをどういうふうに克服していくのかというようなことを目の当たりに見させてもらって、例えばこの8年間の中には教育委員会制度そのものが大きく変わるというようなことも経験させてもらって、自分のその専門が生かせるということよりも、自分の専門にとってもありがたい、いろんな知識、情報、体験をさせていただいて、逆に感謝を申し上げなきゃいけないという状況でございます。特にこれから、私の力は本当に些細なものですけども、教育振興基本計画、それから市の総合計画もそうですが、新しい期間に教育、あるいは学校教育、社会教育、大きな課題に取り組んでいこうというような時期になっていくかと思っております。

教育委員会のスタッフの皆さん、物すごく熱心で意欲的に取り組んでいらっしゃるという状況を見ているので、少しでもお役に立てれば、ご一緒に仕事をさせていただければと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

- 津森教育長：ありがとうございました。坂越委員さん、どうぞよろしくお願いいたします。

また、委員の皆様にご審議いただきました第2期の東広島市教育振興基本計画につきましても、先般の市議会定例会で議決されましたので、ご報告させていただきます。

それでは、本日の議事録署名委員は、渡部教育長職務代理者と坂越委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の会議の進行でございますが、報告第38号及び報告第39号は、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第8号に当たるため、また、議案第19号及び議

案第20号は、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第7号に当たるため、非公開として審議したいと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。

- 津森教育長：それでは、報告第38号及び第39号、議案の第19号及び第20号は非公開として審議することに決定いたします。

また、議案の第19号、第20号につきましては、関係職員のみが説明員となりますため、全ての報告、議案、その他の報告と、全部終わって最後に回させていただきますので、よろしくをお願いします。

本日の傍聴希望はございますか。

- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：ありません。
- 津森教育長：わかりました。

報告第32号 臨時代理の報告について（請負契約の締結について）

- 津森教育長：それでは、報告第32号臨時代理の報告について説明をお願いいたします。

- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：それでは、報告第32号臨時代理の報告についてご説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。

1、臨時代理の理由でございますが、2の臨時代理の内容に記載のとおり、中学校大規模改造事業として、老朽化に伴う向陽中学校大規模改造工事建築の請負契約の締結議案に対する意見の申し出に同意することについて、市議会で議決をいただく必要がある緊急性を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したことについてその報告をするものでございます。

3、臨時代理年月日は、令和元年5月31日でございます。

契約の内容につきましては、5ページをお願いいたします。

2、契約の内容として、(1)工事の内容は建築一式工事、ア、大規模改造工事として、(ア)中校舎棟、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ面積1,898.93平方メートルから(オ)南校舎棟までの記載をしております各校舎、玄関棟及び屋内運動場、また次の6ページをお願いいたします。

イの増築工事として、エレベーター棟、鉄骨造3階建て、延べ面積41.58平方メートルを行うもので、(2)契約金額、(3)契約の相手方につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

(4)工期につきましては、市議会の議決があった日が6月25日になりますので、その翌日の6月26日から令和2年5月30日まででございます。

報告第32号臨時代理の報告につきましては以上になります。

- 津森教育長：ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。よろしいですか。次に参ります。

報告第33号 臨時代理の報告について（請負契約の締結について）

- 津森教育長：それでは、報告第33号臨時代理の報告について説明をお願いいたします。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：報告第33号、7ページをお願いいたします。
 - 1、臨時代理の理由でございますが、先ほどの建築工事と同様に、電気工事の請負契約の締結議案に対する意見の申し出に同意することについて、市議会で議決をいただく必要がある緊急性を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したことについて報告をするものでございます。
 - 3、臨時代理年月日は、令和元年6月10日でございます。
 - 契約の内容につきましては、11ページをお願いします。
 - (2)契約の内容でございますが、工事の内容は向陽中学校大規模改造工事に係る電気設備工事一式、電灯設備、動力設備、受変電設備等で、(2)契約金額、(3)契約の相手方につきましては、それぞれ記載のとおりであります。
 - 4、工期につきましては、市議会に議決のあった日の翌日、6月26日から令和2年5月30日まででございます。
 - 報告第33号臨時代理の報告につきましては以上でございます。
- 津森教育長：何かご質問ございますか。
 - 来年からは新しい校舎に入れるということですか。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：来年の夏休み明けの秋ごろからを予定しています。
- 津森教育長：もう仮設校舎には入れるのですか。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：はい。
- 津森教育長：仮設はそれから撤去ですね。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：仮設は今建てて、もう今月末ぐらいで完成する予定です。
- 津森教育長：ほかはよろしいですか。

報告第34号 臨時代理の報告について（東広島市外国語指導助手設置規則の一部改正について）

- 津森教育長：それでは、報告第34号臨時代理の報告について説明をお願いいたします。
- 小川指導課長：それでは、資料12ページをご覧ください。
 - 1の報告理由でございます。
 - 東広島市外国語指導助手設置規則の一部改正に当たり、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項についてご報告するものでございます。
 - 臨時代理年月日は、令和元年6月5日でございます。
 - それでは、14ページ、15ページをご覧ください。

具体的な改正の内容でございますけれども、外国語指導助手を設置する団体、自治体国際化協会クレアと申しますが、この規則改正案に基づきまして、2点、一部改正を行いました。

1点目は、外国語指導助手の病気休暇の規定について明確化いたしました。

2点目は、ハラスメント全般を禁止する規定を定めたものです。これは、これまでセクシュアルハラスメントの禁止のみであったものを、ハラスメント全般といたしまして、マタニティハラスメント、パワーハラスメント等を禁止する規定に改めております。

15ページのほうに新旧対照表を掲示しておりますので、またご覧ください。

東広島市外国語指導助手設置規則の一部改正についての報告は以上でございます。

- 津森教育長：ただいまの報告についてご意見、ご質問ございますか。
それでは次に参ります。

報告第35号 令和元年第2回東広島市議会定例会について

- 津森教育長：それでは、報告第35号令和元年第2回東広島市議会定例会について、説明をお願いいたします。
- 大垣学校教育部長：それでは、報告第35号令和元年第2回東広島市議会定例会につきましてご報告申し上げます。

資料の16ページをお願いいたします。

令和元年第2回市議会定例会は、6月7日から25日までの19日間の会期で行われ、このうち6月18日から21日までの4日間、一般質問が行われております。また、教育委員会関係議案につきましては、6月25日に全て議決をいただいております。

17ページをご覧くださいと思います。

一覧表にございますとおり、このたびの一般質問では2名の方から質問をいただきました。これに対する答弁につきましては、添付をしております、答弁内容のとおりでございますが、その概要につきまして説明をさせていただきます。

次のページ、18ページをお願いいたします。

大谷議員からは、東広島市の街おこしについてのうち、東広島市からの人的資源の流出を防ぐについて、3点の質問をいただいております。

まず、1点目の東広島市は日本一の教育市であると自負しているが、何のための日本一の教育市なのか、人的資源の流出であり大きな問題であるとのことのご質問でございました。

この質問に対しまして、答弁でございますが、グローバル化の進展や人工知能に象徴される技術革新など、変化の激しい先行き不透明なこれからの社会を生きる子供たちには、生きて働く知識・技能や未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、そして学びを人生や社会に生かそうとする、「学びに向かう力や人間性

等」を育成することが求められており、子供たち一人一人が自分の考えを持ち、優劣の差を乗り越え、課題解決に向けて本気で学び合い、新しい学びを創造するような授業が、東広島市のどの学校、どの教室においても見られる、それが本市の目指す日本一の教育の姿の一つであると考えていること。

また、学校内だけでなく、自らが生活し成長する場である地域というフィールドの中で、豊かに学ぶことも大切であると考えており、これまで地域の方々には、朝夕の登下校の見守りなど、さまざまな場面で学校の教育活動にご協力をいただいているが、それに頼るだけでなく、地域のためにできることは何かを考え、地域をよくするために頑張ろうとする志を持った子供が育っていることもまた、本市の目指す教育の姿であり、このような教育の実現を目指す中で、これからの社会をたくましく生きる力を持ち、東広島市や日本を支え、国際的に活躍できる人材を育成することが、日本一の教育都市を目指している理由であるとの答弁を行っております。

次の2点目でございます。

本市で育った優秀な人材を市外へ流出させるための教育を施しているのであれば、明らかな教育理念の矛盾を内包しているのではないかとの質問でございました。

これに対する答弁といたしまして、本市の子供たちは、「なりたい自分になる」ために様々な夢や志を持ち、日々学習やスポーツ等に一生懸命取り組んでおり、学校はこうした子供たちを応援するとともに、子供たちが夢や志を持って頑張ることの素晴らしさや、諦めずに努力することの大切さを実感する場でありたいと考えており、夢や志の実現を追い求めた結果、活躍の場が市外や海外へと広がることは、その子らしく自分の人生を歩んでいく上で望ましいことでもあるとの答弁を行っております。

19ページの中ほどでございますが、3点目といたしまして、東広島市に対する愛郷心を育む教育の必要性についての認識の質問でございました。

答弁でございますが、子供たちがふるさと東広島のすばらしさを実感し、ふるさとを愛する心情や態度を養う教育を推進することは、本市の将来を担う人材を育成する上で大変重要なことと認識するとともに、そのためには地域における自然体験や社会体験の場が必要不可欠であり、その中で成功や失敗、そして感動するなどの体験を得ることによって人として大きく成長すると考えていること。そして、本市では、一校一和文化学習に代表されるように、東広島市や地域に伝わる伝統や文化等を教材化し、そのよさや豊かさ、伝統や文化を継承する人々の思いなどを学ぶ学習を大切にし、市立の各学校において取り組んでいるところで、今後も引き続き、郷土東広島について学び、故郷の自然や環境を体験し、人々と触れ合う教育実践を計画的に実施する上で、郷土を愛し、その発展に寄与しようとする心情を着実に育ててまいりたいと考えているとの答弁を行っております。

学校教育関係につきましては以上でございます。

- 國廣生涯学習部長：続いて、生涯学習部関係でございます。

20ページをお開きください。

坂元議員から2020年に向けた文化プログラムの推進についてのうち、文化プログラムは2020年の東京五輪・パラリンピックに向け、各種団体が行う文化芸術イベントとして4点の質問をいただきました。

文化プログラムとは、2020年の五輪に向け、世界中の人々に日本の美を体感してもらう文化技術イベントを開催し、情報を提供するものです。

議員からは、若い世代が芸術を鑑賞し、体験できる環境づくりや人材育成拠点について、また文化財を継承する人材育成についての質問があり、加えてその活動を文化政策の強化につなげていく取り組み方針を質問されました。

答弁としましては、文化芸術活動の拠点である東広島芸術文化ホールくららを中心に、国内外のすぐれた文化や芸術の鑑賞イベントを開催するとともに、現在建設中の新美術館との相互連携を図りながら、文化芸術交流ゾーンとして魅力を高める環境づくりに取り組むこと。また、これらの中核施設を拠点に文化芸術活動を若い世代に広げるため、出前美術館や出前博物館などの活動を大学と連携して取り組んでいるという答弁を行っております。

一方、文化財の後世への継承につきましては、文化財を保存技術の研修材料として提供したい後継者育成に係る支援制度を整備しているとの答弁を行っております。こうした地道な活動を積み重ねつつ、東京オリンピック・パラリンピックのコンセプトである、全ての人が自己ベストを目指す、多様性と調和、未来への継承といった考えに基づき、若い世代からお年寄りまで幅広い世代が文化芸術にかかわることのできる施策を今後も提供してまいるといふ答弁を行っております。

生涯学習部関係につきましては以上でございます。

- 津森教育長： ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。よろしいですか。

それでは、次へ行きます。

報告第36号 東広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止等について

- 津森教育長： 報告第36号東広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止等について、説明をお願いいたします。
- 池田学校教育部次長兼学事課長： 報告第36号東広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止等についてご説明申し上げます。

まず、1の目的、概要でございます。

子ども・子育て支援法の一部改正によって、幼児教育・保育とも無償化されることに伴って、幼稚園就園奨励費補助事業が廃止されます。それに伴って本要綱を廃止するとともに、今年度の補助対象期間や一部補助限度額の算定方法に変更が必要となったため、一部改正するものでございます。

2の改正箇所についてですけれども、(1)本要綱の廃止について、附則で令和2年3月31日をもって廃止することとし、改正前の要綱の規定による交付の決定がなさ

れたときについては、なおその効力を有することとしております。

次に、(2)①の一部改正の内容でございます。

子ども・子育て支援法の制度に移行した、教育新制度に移行した私立幼稚園、課題や条件があるんですけれども、ここについては施設型給付の対象として財政支援を受けることとなります。本要綱の第1条に、そうなるために子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設であるものを除くということで、対象外ということで記載を加えております。

次の補助金の額等についてでございますけれども、補助金の対象期間は平成31年4月から無償化が始まるまでの令和元年9月までの前期分とし、別表第1、第2に定められた補助金限度額を年額の金額から6カ月分に改正しております。あわせて、別表の備考に、途中入退園の場合の算定方式を定め、また保護者が実際に支払った入園料、保育料の合計が補助金限度額を下回る場合の算定方式を新たに定めております。

②の附則ですけれども、令和元年度分の東広島市私立幼稚園就園奨励費補助金について適用して、平成30年度分、翌年度分までの補助金については、なおその従前の例によるものとしております。

説明は以上でございます。

- 津森教育長：次もお願いします。

報告第37号 東広島市私立幼稚園助成事業補助金交付要綱の一部改正について

- 池田学校教育部次長兼学事課長：続きまして、報告第37号東広島市私立幼稚園助成事業補助金交付要綱の一部改正についてご説明申し上げます。

1の目的、概要でございます。

これも先ほど申しましたように、子ども・子育て支援法の一部改正によって新制度に移行した東広島市の私立幼稚園については、これは風早幼稚園ですけれども、施設型給付の対象として財政支援を受けることになるため、本事業の助成金の交付対象から除くため、一部改正を行います。

2の改正箇所についてですけれども、(1)の改正内容として、本要綱の第1条に、これも先ほどと重なるんですけれども、子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設であるものを除くという文言を加えました。

また、(2)の附則として、改正後の要綱は、令和元年度以降の年度分の補助金について適用し、昨年度分までの補助金についてはなお従前のようによることとしております。

あわせて、元号を改める政令が令和元年5月1日に施行されたことに伴って、必要な様式の変更も行っております。

- 津森教育長：2件とも、これは子ども・子育て支援法改正を受けて廃止ということになりました。何かありますか。よろしいですか。

では、次へ参ります。

報告第38号 東広島市生涯学習推進計画の策定について【非公開】

【非公開】

報告第39号 東広島市図書館サービス計画（第2期）の策定について【非公開】

【非公開】

報告第40号 第31回東広島市民スポーツ大会陸上の部の結果について

- 津森教育長：報告第40号第31回東広島市民スポーツ大会陸上の部の結果について、説明をお願いいたします。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：それでは、報告第40号第31回東広島市民スポーツ大会陸上の部の結果についてご報告させていただきます。
資料の26ページをお願いいたします。
この大会は、「スポーツで地域の復興、みんなの輪」をスローガンに掲げまして、6月2日日曜日に東広島運動公園体育館メインアリーナにて陸上のほうを開催いたしました。今大会につきましては、34の小学校区から選手、応援団など延べ3,000人の参加をいただきまして、ストラックアウトや大玉転がしなど団体種目全4種目で熱戦が繰り広げられました。開会式にご参列をいただきました委員の皆様には、早朝よりありがとうございました。おかげさまで、大きな事故、混乱もなく、全種目を無事に終了することができました。結果につきましては資料のとおりで、中黒瀬小学校区が第1位、八本松小学校区が第2位、板城小学校区が第3位という結果でございます。なお、市民スポーツ大会球技の部につきましては、9月22日日曜日に東広島運動公園体育館ほか市内各会場で実施をし、ことしの総合成績が決定する予定でございます。
第31回東広島市民スポーツ大会陸上の部の結果については以上でございます。よろしく申し上げます。
- 津森教育長：よろしいですか。

報告第41号 令和2年度主要事業提案に係る提案活動について

- 津森教育長：それでは、報告第41号令和2年度主要事業提案に係る提案活動について、説明をお願いいたします。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：報告第41号令和2年度主要事業提案に係る提案活動について、27ページをお願いいたします。
まず、1、概要でございますけども、国会議員、国及び広島県に対して提案活動を行うもので、2の提案日程、提案団のとおり、県議会議員、県、国土交通省、中

国地方整備局など国の地方機関、国会議員及び国の中央省庁へそれぞれ記載の日程で提案活動を実施することとしております。

提案根拠につきましては、次の29ページをお願いします。

まず、子供に向き合う時間を確保するための人員配置についてといたしまして、平成31年1月25日付の新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について方針が示され、本市教育委員会においても教職員の働き方改革の推進に努めているところでございます。

働き方改革の推進は、教員が子供に向き合う時間を確保する上で不可欠な取り組みとして、働き方改革を推進するためには小学校英語専科や部活動指導員、スクールソーシャルワーカー等、専門的な知識が求められるスタッフの配置が必要であるというふうに考えております。

次に、30ページをお願いいたします。

2つ目の提案項目といたしまして、日本語指導担当者の増員についてとして、本市の小・中学校には外国籍の児童・生徒が236名在籍しており、そのうち日本語指導が必要な児童・生徒は135名在籍しております。

本市におきましては、日本語指導が必要な学校が22校ありますけれども、このうち6校は日本語指導学級を設置しており、残りの16校は非常勤講師の措置により指導を行っております。

本市は、今後も外国籍の児童・生徒がふえることが予想されます。このような中、きめ細やかな指導・支援を継続的に行い、児童・生徒に確かな日本語の能力を育成するためには、日本語指導担当者、非常勤講師の増員が必要であると考えております。しかしながら、これら2つの提案につきましては、財政負担及び人員確保の面から、毎年度、各学校において必要とする人数を配置できていない状況にあります。こうしたことから、国及び県に対しまして、小学校英語専科、部活動指導員、スクールソーシャルワーカー、日本語指導担当者等の配置に係る財政措置等の拡充について提案をするものでございます。

説明は以上でございます。

- 津森教育長：何かこの件についてご意見などございませんか。
よろしいですか。
それでは、報告事項は終了いたしました。

議案第18号 東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について

- 津森教育長：それでは、議案の審議に移ります。議案第18号東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正についてを議題といたします。議案の説明をお願いします。
- 池田学校教育部次長兼学事課長：それでは、議案第18号東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正についてご説明申し上げます。

まず、1の提案理由でございます。

今年度、令和元年7月1日に実施される山地番・耕地番の重複解消作業に伴いまして、関係する小学校の通学区域の修正を行うとともに、所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものでございます。

2の改正案についてですけれども、5ページからの新旧対照表をご覧ください。

現在の東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則では、小字や番地まで表記されている通学区域もあれば、大字だけが表記されている通学区域もあるなど、いわゆる通学区域の表記の方法が統一されておりません。

したがって、今回の改正、1点目ということで、小字や番地は表記しない。

2点目として、大字の中で面積が一番広い通学区域に何々小学校の学区の区域を除くという文言を加えて、それ以外の通学区域には一部という文言を加える。

3点目、これは7ページの中学校ですけれども、これについては何々小学校の学校の区域というふうに表記を統一するために基本的なルールを定めて整理をいたしますということでございます。

最初のページに戻りまして、施行期日についてでございますが、令和元年7月1日であります。

説明は以上でございます。

- 津森教育長：このことについてはよろしいでしょうか。
なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
それでは、提案のとおり決定いたします。

その他ア 東広島学校給食センター施設開放イベントの開催について

- 津森教育長：東広島学校給食センター施設開放イベントの開催について、説明をお願いいたします。
- 垣田東広島学校給食センター所長：では、その他の1ページをお願いいたします。
東広島学校給食センター施設開放イベントの開催についてご説明いたします。
チラシにございますよう、このイベントは毎年7月最後の日曜日に開催をしておりますが、一昨年度は調理業務民間委託移行準備のため、また昨年度は豪雨災害の影響により開催を見送っております。
今年度は、「見たい、聞きたい、もっと知りたい、東広島学校給食センター」をスローガンに、7月28日の日曜日に開催することとしております。
本イベントは食育の一環として行うもので、給食センター内をクイズラリー形式で探検したり、試食コーナーなど幾つかの体験コーナーを設け、説明員には栄養士、調理員が工夫を凝らして対応することとしております。これまでの実績から、約600人の入場を見込んでおります。
説明は以上でございます。
- 津森教育長：これは3年ぶりの開催ということになりますね。

その他イ メキシコ選手団の交流合宿の受け入れについて

- 津森教育長：次に、メキシコ選手団の交流合宿の受け入れについて、説明をお願いいたします。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：それでは、メキシコ選手団の交流合宿の受け入れについて説明させていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

4月に報告を一旦させていただいたんですが、7月にメキシコゴルフチームの合宿が決定いたしましたので、改めて報告をさせていただきます。

東京オリンピックに向けましたメキシコ選手団の交流合宿を、今年度はゴルフ、卓球、レスリングの3競技の受け入れで準備を進めております。

ゴルフにつきましては、7人の選手団を7月14日から26日までの13日間にわたりまして受け入れを行います。練習会場につきましては、広島カンツリー倶楽部西条コースを予定しております。卓球競技につきましては、19人以内の選手団を8月23日から9月10日までの19日間にわたりまして受け入れを行い、練習会場につきましては東広島運動公園体育館のメインアリーナで行います。レスリングにつきましては、引き続き合宿時期を含めて改めて調整をしていくということになっております。合宿期間中につきましては、歓迎レセプションを始めまして公開練習、あるいは市民との各種交流事業などを行う予定としております。

メキシコ選手団の交流合宿の受け入れについての報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

その他ウ 「ポスターでたどる現代絵本作家原画展のあゆみ」の開催について

- 津森教育長：次に、「ポスターでたどる現代絵本作家原画展のあゆみ」の開催について、説明をお願いいたします。
- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：最後、4ページをご覧ください。カラーになっております。

東広島市立美術館「ポスターでたどる現代絵本作家原画展のあゆみ」について説明いたします。

市立美術館では、昭和57年から去年まで全33回にわたり「現代絵本作家原画展」を開催してきました。県内の市町の美術館では最も古い実績がございます。今年は現美術館最後の絵本原画展ということで、一つの区切りとしまして、「ポスターでたどる現代絵本作家原画展のあゆみ」と題したポスター展を開催します。長く市民の方から愛されてきました本展覧会の歴史を、全33回分のポスターやチラシ、絵本で振り返ります。

会期は、7月5日金曜日から8月25日日曜日までです。入館は無料です。

また、本年の関連イベントとしまして、美術館ボランティアと一緒に「すてきなちぎり絵をつくろう！」を8月11日の日曜日に開催します。新聞紙などの身近な材料を用いまして、子供たちがそれぞれ創造したいイメージをちぎり絵で表現し

ます。毎年たくさんの方のご応募をいただく人気のイベントでございます。また、参加型の企画としまして、「自分だけの絵本をつくろう！」というのもございます。白紙の冊子に自由に絵やお話を書いて自分だけの絵本をつくろうというもので、絵本制作の体験を通して絵本のおもしろさをつくるという視点から再発見することを目的としています。

児童・生徒を初め、多くの方にご来館していただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

以上です。

- 津森教育長：ありがとうございました。

その他エ 次回教育委員会定例会の日程について

- 津森教育長：次に、次回教育委員会定例会の日程について説明をお願いいたします。
- 直井学校教育部長兼教育総務課長：7月の定例会につきましては第4木曜日の7月25日、時間は13時30分からでお願いしたいと考えております。
また、8月の定例会につきましては同じく第4木曜日、8月22日、時間は15時からでお願いしたいと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 津森教育長：7月25日は13時30分から、8月22日が15時からでよろしいですか。
その他、事務局から何かありますか。
その他、委員の皆様からございますでしょうか。
- 渡部教育長職務代理者：一言私のほうからお礼を申し上げたいと思います。先週土曜日、22日に東広島市のウォーキング大会を行いました。教育委員会のほうからスタッフとして皆さんに大変手伝っていただきまして、大会が盛り上がりました。それから津森教育長さんには開会式のときに檄を飛ばしていただきまして、コースは5キロ、10キロ、15キロ、3コースあったんですが、長いコースのほうで、「エイエイオー」というので気合いを入れていただきました。それから、國廣部長さんには10キロを歩いていただき、丸山次長さんにはいろいろとお世話になりました。また、来年もよろしく申し上げます。
- 津森教育長：それでは、議案第19号及び議案第20号に移る前に、生涯学習課以外の職員は退席してください。生涯学習課以外の職員の皆さんはご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

閉会 午後3時15分